

平 監 第 12 号
令和 8 年 7 月 24 日

平 川 市 長 工 藤 貴 弘 様

平川市議会議長 石 田 隆 芳 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 小田桐 正 和

随時監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告する。

記

第 1 監査の概要

1 監査の実施日

令和 8 年 7 月 7 日から同年 7 月 10 日まで

2 監 査 の 対 象

平賀地域の消防団(第 1 分団～第 10 分団)及び女性消防団(第 18 分団第 1・2 部)

3 監査の実施内容

本監査は、下記事項について関係書類との照合、検査を行うとともに、消防団員及び関係職員から説明を聴取することにより実施した。

【評価項目】

- ① 令和 7 年度における会計簿（通帳等）及び出動日誌等の整備管理状況
- ② 令和 8 年度における機械器具の整備点検状況及び屯所内の備品の管理状況

第2 監査等の結果

消防団は、消防組織法に基づいて各市町村に組織される消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護精神に基づき、地域密着性、要員動員力、即時対応力の3つの特性を生かしながら消防防災活動を行っている。消防団は、地域の消防防災体制の要であり、常備消防のみでは対応不可能な大規模災害時には、住民の避難支援や災害防御等も行うなど、地域の安全確保のために果たす役割は極めて大きく、その活動に対して心から敬意を表するものである。

監査の結果、消防団運営費交付金の出納管理については、今回の監査対象となった11分団26部のうち、8分団において分団内の特定の部による総括管理（一部の部において個別管理あり）、3分団が各部の個別管理となっており、その大半において差引簿（交付金引去簿）が整備されていたが、一部の部では、出納状況を管理するための帳簿を作成していない事案が見られた。また、一部の部において、当該交付金を所管する市総務課へ帳簿等を提出し、控えを取っていないため、出納管理の状況が確認できない事案が見られた。これらの事案については、帳簿を整備する、帳簿等の控えを取るといった対応をお願いしたい。

出動日誌等の整備管理状況については、一部項目の記載漏れや日誌が年度毎に整理されていない事案が見られたものの、概ね問題はなかった。

機械器具の整備点検状況については、各分団とも月1回以上の整備点検を実施していることを確認した。今後も、機器の破損等による事故の発生や消火活動への支障が生じないように管理いただきたい。

屯所内の備品の管理状況については、備品を所有する10分団24部の半数において、事前に提出された備品管理総括表及び備品的消耗品一覧表と備品現数との相違が見られたため、各分団において備品の購入や廃棄等の異動が生じた際は、速やかに市総務課に報告し、備品管理総括表等を適宜更新するなど、適正な処理をお願いする。